

春の風が快い季節となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向

① 平成26年度厚生労働省・環境省によるGHS分類結果(製品評価技術基盤機構(NITE))

3月9日、平成26年度に厚生労働省・環境省によって実施された224物質のGHS分類結果(日本語版、英語版)がNITEから公表された。

http://www.safe.nite.go.jp/ghs/h26_mhlw_list.html

http://www.safe.nite.go.jp/english/ghs/h26_mhlw_list_e.html

http://www.safe.nite.go.jp/ghs/ghs_download.html

② chemSHERPA(製品含有化学物質情報伝達スキーム)の説明動画を公開(経済産業省)

経済産業省は、chemSHERPAスキームの普及を目的として、chemSHERPAの製品含有化学物質の情報伝達スキームの概要及びデータ作成支援ツールの基本的な操作方法を説明する動画(日本語版、英語版、中国語版)を作成し公開した。 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/douga.html

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/doc/>

③ 第19回シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会の資料公表(厚生労働省)

厚生労働省は、3月4日(金)に開催された第19回シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会の資料を公表した。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114970.html>

④ 化学的変化により容易に特定芳香族アミンを生成するアゾ化合物を含有する家庭用繊維製品等について(厚生労働省)

厚生労働省は、平成28年4月1日より新たな基準が施行される「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定める政令の一部を改正する政令の制定について」及び「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令の制定について」の通達を行った。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T160224I0010.pdf>

海外動向

① SVHC intentionsへの追加物質について(欧州化学品庁(ECHA))

ECHAは2月8日、次の2物質をSVHC intentionsに追加した。

- isopropylidenediphenol(bisphenol A; BPA)(EC 201-245-8; CAS 80-05-7)
- benzene-1,2,4-tricarboxylic acid 1,2-anhydride(trimellitic anhydride; TMA) (EC 209-008-0; CAS 552-30-7)

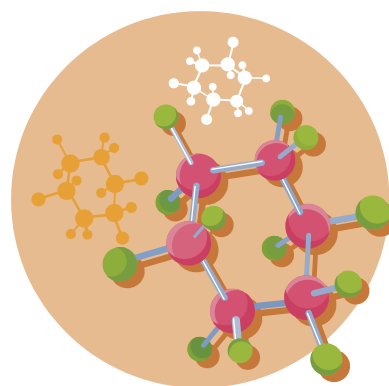
<http://echa.europa.eu/web/guest/registry-of-current-svhc-intentions>

② 1-ブロモプロパンのリスク評価結果についての意見募集(米国環境保護庁(US EPA))

US EPAは、1-ブロモプロパンのリスク評価結果を公開し、意見募集を開始した。意見受付の期限は5月9日までとなっている。

<https://www.federalregister.gov/articles/2016/03/08/2016-05176/1-bromopropane-1-bp-availability-of-tsca-work-plan-chemical-risk-assessment-or-public-review-and>

<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/assessments-tsca-work-plan-chemicals>



特集 ⑤⑥ : やさしい化学品規制動向シリーズ「韓国」

今月号から、各国の化学物質規制関連について特集いたします。今月号は韓国の「化学物質の登録及び評価等に関する法律」について紹介いたします。

2013年5月22日に「化学物質の登録及び評価等に関する法律(以下、化評法)」が公布されました。この法律は、欧州REACH規則(Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals; 化学品の登録・評価・認可及び制限に関する規則)の影響を強く受けており、「K-REACH」と呼ばれることがあります。

図に、化評法と従来法の関係を示します。化評法は、従来の「有害化学物質管理法」の中の、登録に関する部分为新法(化評法)として移行したものであり、残りの登録以外の部分は化学物質管理、化学事故への対応等が強化され、「有害化学物質管理法」から名称が「化学物質管理法」に変わりました。

規制当局は、環境部(MOE; Ministry of Environment)であり、2014年12月の施行令及び施行規則の公開を経て、2015年1月1日から施行されています。

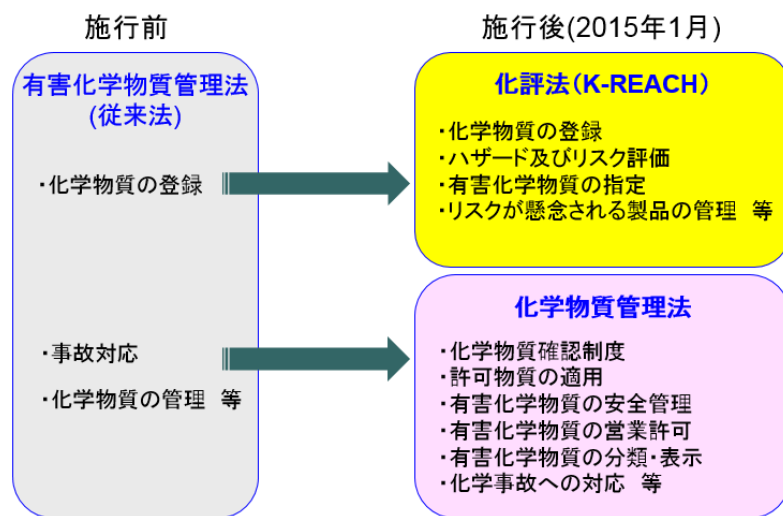


図 化評法及び化学物質管理法と従来法の関係

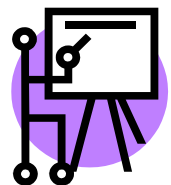
お知らせ

○明治大学リバティアカデミー2016年度春期講座「安全文化論」

4/9～7/16、明治大学リバティアカデミー2016年度春期講座において、弊機構の寄付講座「安全文化論」が開催されます。この講座では、各国の化学物質の安全に係る法規制や、化学物質のリスク評価に必要な各種安全性データの取得法及びその解釈について学び、どのように化学物質のリスク評価を行うのかについて学ぶことができます。

また、安全と安心をつなぐリスクコミュニケーションについての講座もあり、化学物質のリスク評価について幅広く学ぶことができます。以下のURLよりお申し込みください。

<https://academy.meiji.jp/course/detail/2903/>



ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問い合わせください。

CERI

一般財団法人 化学物質評価研究機構

Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

安全性評価技術研究所 研究第二部

Tel: 03-5804-6136 (担当者: 石井(聡)、菊野、林)

URL: <http://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@cerij.jp